

平成24年9月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成24年度9月補正予算等関係)

危機管理局

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年9月定例会議案説明資料目次

危機管理局

【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		危機対策・情報課	2
	2 歳入歳出事項別明細書		3

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第6号	鳥取県防災会議条例の一部改正について	危機管理政策課	5

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(6) 鳥取県災害対策本部条例の一部改正について (平成24年8月4日専決)	危機管理政策課	7

議 案 説 明 資 料 総 括 表

危機管理局（単位：千円）

課 名	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(一般会計) 危機対策・情報課	894,985	62,075	957,060	62,075				
合 計	1,598,843	62,075	1,660,918	62,075				

説 明

(危機対策・情報課)

- ・島根原子力発電所に係る原子力防災対策事業

平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
6項 防災費
1目 防災総務費

危機対策・情報課 (内線: 7873)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
島根原子力発電所に係る原子力防災対策事業	267,500	62,075	329,575	62,075				
トータルコスト	310,948	66,902	377,850	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	5.4人	0.6人	6.0人	避難時間推計シミュレーションの実施等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
島根原子力発電所に対する県民の安心・安全を確保するための原子力防災対策について、新設された国交付金(復興枠)等を活用して実施する。								
◇参考: 国の原子力防災対策の見直し状況								
<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年6月27日 原子力規制委員会設置法公布 <ul style="list-style-type: none"> ※環境省の外局として、原子力規制委員会を設置(いわゆる「3条委員会」) ※原子力規制委員会の事務局として、原子力規制庁を設置 ※公布の日から3月以内で政令で定める日が施行期日(9月26日までに設置) ・原子力災害対策特別措置法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ※鳥取県も関係周辺県として位置づけされる見込み。 ・原子力災害対策指針の法定化(原子力規制委員会設置後、速やかに策定) <ul style="list-style-type: none"> ※防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲が従来のEPZ(10km圏内)からUPZ(30km圏内)に見直される見込み(米子市の一部、境港市がUPZに含まれる)。 								
2 主な事業内容								
(1) 原子力施設等防災対策等交付金(国10/10)(復興枠、平成24年度限り)								
①避難時間推計シミュレーション事業 [40,000千円] 有事の際に迅速かつ確実な避難が可能となるよう、地形、道路網、居住形態等の地域の特性等を加味して、予め避難に要する時間を見積るもの。 シミュレーション結果は、段階的な避難など具体的な避難計画を策定・検討するために活用する。								
②地域防災計画(原子力災害対策編)の広報資料作成事業等 [8,146千円] UPZ圏内の対象世帯に対し、関係市町村(米子市・境港市)を通じて、地域防災計画(原子力災害対策編)に関する広報資料を作成し、周知を図る費用等								
(2) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(国10/10)								
③原子力防災訓練の実施 [13,929千円] 原子力災害を想定した防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る等のため、鳥根県及び関係市と合同で実動避難訓練(住民避難、緊急時モニタリング等)を実施(平成25年1月頃)。								
3 これまでの取組状況、改善点								
UPZ(緊急時防護措置準備区域)等を見据えた原子力防災・安全対策を実施するため、原子力安全対策プロジェクトチームを設置し、関係部局で連携しながら具体的で実効性のある原子力防災対策の推進を図っている。								
【PTの開催状況及び決定事項等】								
(1) 第1回H24年1月31日 予算措置が必要なモニタリング(生活環境部)、安定ヨウ素剤等被ばく医療(福祉保健部)に係る資機材等は、当初予算等で取り組む等								
(2) 第2回H24年2月22日 2月16日実施の島根県との合同の原子力防災訓練の検証等								
(3) 第3回H24年5月9日 原子力安全体制整備スケジュールの確認、WG設置、福島県への調査チーム派遣等								
(4) 第4回H24年7月23日 原子力安全体制の見直し状況、住民避難に係る各WGの進捗状況の確認、避難方法の検討、中国電力との安全協定の見直し等								
【原子力防災連絡会議】								
○H24年7月19日 住民避難計画及び地域防災計画の検討状況、原子力防災訓練の合同実施並びに今後の連携について協議。								
※鳥取・島根両県と島根原子力発電所周辺30km圏6市で構成。(H23年5月24日設立)								

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(危機管理局)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
				うち危機管理局					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	6項 防災費		
							補正前	補正額	補正後
1 報酬	497,760		497,760	33,798		33,798	33,798		33,798
2 給料	2,953,450		2,953,450	130,270		130,270	130,270		130,270
3 職員手当等	4,857,694		4,857,694	70,141		70,141	70,141		70,141
4 共済費	1,188,476		1,188,476	54,652		54,652	54,652		54,652
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	33,575		33,575						
7 貸金	32,007		32,007						
8 報償費	194,033	1,714	195,747	7,330	91	7,421	7,330	91	7,421
9 旅費	232,539	1,777	234,316	15,490	1,017	16,507	15,490	1,017	16,507
費用弁償	18,572		18,572	348		348	348		348
普通旅費	161,565	699	162,264	8,715	699	9,414	8,715	699	9,414
特別旅費	52,402	1,078	53,480	6,427	318	6,745	6,427	318	6,745
10 交際費	4,650		4,650						
11 需用費	490,724	4,712	495,436	71,229	4,712	75,941	71,229	4,712	75,941
12 役務費	520,769		520,769	36,948		36,948	36,948		36,948
13 委託料	3,358,645	58,530	3,417,175	654,078	55,446	709,524	654,078	55,446	709,524
14 使用料及び賃借料	581,447	809	582,256	19,016	809	19,825	19,016	809	19,825
15 工事請負費	969,614		969,614	255,627		255,627	255,627		255,627
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	109,762	3,954	113,716	98,014		98,014	98,014		98,014
19 負担金、補助及び交付金	7,197,947	8,678	7,206,625	109,961		109,961	109,961		109,961
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23 償還金、利子及び割引料	193,000		193,000						
24 投資及び出資金									
25 積立金	1,511,972		1,511,972						
26 寄附金									
27 公課費	375		375	375		375	375		375
28 繰出金									
予備費									
計	24,930,939	80,174	25,011,113	1,556,929	62,075	1,619,004	1,556,929	62,075	1,619,004
財源内訳									
国庫支出金	1,380,487	62,075	1,442,562	337,772	62,075	399,847	337,772	62,075	399,847
地方債	433,000		433,000	352,000		352,000	352,000		352,000
その他	2,585,287	5,000	2,590,287	28,379		28,379	28,379		28,379
一般財源	20,532,165	13,099	20,545,264	838,778		838,778	838,778		838,778

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(危機管理局)

(単位:千円)

節 款項目	2款 総務費			危機管理局計		
	うち危機管理局					
	6項 防災費			補正前	補正額	補正後
	1目 防災総務費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	19,869		19,869	35,919		35,919
2 給料	130,270		130,270	148,880		148,880
3 職員手当等	70,141		70,141	79,506		79,506
4 共済費	52,497		52,497	62,054		62,054
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 貸金						
8 報償費	2,747	91	2,838	7,481	91	7,572
9 旅費	10,378	1,017	11,395	16,263	1,017	17,280
費用弁償	305		305	548		548
普通旅費	5,595	699	6,294	9,145	699	9,844
特別旅費	4,478	318	4,796	6,570	318	6,888
10 交際費						
11 需用費	21,599	4,712	26,311	72,143	4,712	76,855
12 役務費	17,927		17,927	37,836		37,836
13 委託料	518,455	55,446	573,901	655,308	55,446	710,754
14 使用料及び賃借料	14,944	809	15,753	19,476	809	20,285
15 工事請負費	192,853		192,853	255,627		255,627
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	89,985		89,985	98,014		98,014
19 負担金、補助及び交付金	94,595		94,595	109,961		109,961
20 扶助費						
21 貸付金						
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積立金						
26 寄附金						
27 公課費	195		195	375		375
28 繰出金						
予備費						
計	1,236,455	62,075	1,298,530	1,598,843	62,075	1,660,918
財源						
国庫支出金	337,090	62,075	399,165	337,772	62,075	399,847
地方債	305,000		305,000	352,000		352,000
その他	18,115		18,115	37,955		37,955
一般財源	576,250		576,250	871,116		871,116

条 例 名 等	鳥取県防災会議条例の一部改正について				
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 災害対策基本法の一部が改正され、都道府県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する者が加えられたことに伴い、委員の数について所要の改正を行う。				
	2 概 要 (1) 鳥取県防災会議の充て職以外の委員の数を全体で60人以内(現行 県職員12人以内、市町村長等4人以内、指定公共機関等の役職員26人以内)とする。				
	(2) その他所要の規定の整備を行う。				
	(3) 施行期日は、公布日とする。				
	<参考：鳥取県防災会議委員の構成>				
	会 長	知 事	1名		
	委 員 (災害対策基本法第15条第5項に掲げる者)	法 律 で 定 め る 委 員	1号(指定地方行政機関の長又はその指名する職員)	16名	
			2号(陸上自衛隊の方面総監又はその指名する機関の長)	1名	
			3号(教育委員会の教育長)	1名	
			4号(警察本部長)	1名	
			法定定数計	19名	
	条 例 で 定 数 を 定 め る 委 員	区 分	5号(知事部局内の職員から知事が指名する者)	現定数 12名	
			6号(市町村長及び消防機関の長から知事が任命する者)	4名	
			7号(指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから知事が任命する者)	26名	
			8号(自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者)	—	
			条 例 定 数 計	42名	改正(案) 60名
			委 員 計	61名	79名
	合 計		62名	80名	

鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例

鳥取県防災会議条例（昭和37年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の数)</p> <p>第2条 <u>法第15条第5項第5号から第8号までに掲げる委員の数は、60人以内とする。</u></p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 <u>法第15条第5項第6号から第8号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 <u>法第15条第5項に掲げる委員のうち第5号から第7号までの委員の数は、それぞれ次の各号に掲げる数の範囲内とする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第5項第5号の規定により知事が指名する者 12人</u></p> <p>(2) <u>法第15条第5項第6号の規定により知事が任命する者 4人</u></p> <p>(3) <u>第15条第5項第7号の規定により知事が任命する者 26人</u></p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 <u>法第15条第5項第6号及び第7号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県災害対策本部条例の一部改正について (平成24年8月4日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 災害対策基本法の一部改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 目的について定めた規定中、引用している災害対策基本法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 公布日</p>

鳥取県災害対策本部条例の一部を改正する条例

鳥取県災害対策本部条例（昭和37年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第8項</u>の規定に基づき、鳥取県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第7項</u>の規定に基づき、鳥取県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。